

職員数

①新規採用者数の状況

区 分	事務職	消防職	業務員
平成 18 年度	－	4 人	－
平成 19 年度	－	4 人	－

②職員採用試験の実施状況（平成 19 年 4 月採用分）

職 種	応募者数	受験者数	合格者数
消 防 職	90 人	63 人	4 人

③退職者数の状況

年 度	定 年	勸奨など	計
平成 18 年度	2 人	18 人	20 人

④部門別職員数の状況（4 月 1 日現在）

部 門	平成 18 年度	平成 19 年度
一般行政部門	350 人	336 人
教 育 部 門	55 人	55 人
消 防 部 門	80 人	83 人
公営企業など	45 人	40 人
計	530 人	514 人

市の職員数・給与・勤務条件などを公表

【職員課 内線☎ 1533】

↓『人事行政』に公表します。

詳しくは、九月末までに市ホームページ『行政情報』

数、給与、勤務条件などの概要についてお知らせします。

これは、地方公務員法の規定に基づき、年に一度公表することを市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」で定めているもので、市民の皆さまに職員の任用や勤務条件などを理解していただくためのものです。

平成十八年度の市の職員

給与

①給与などの状況（4 月 1 日現在）

職 種	平成 18 年度	平成 19 年度
一般行政職	平均給料月額 333,700 円	331,500 円
	平均年齢 42 歳 0 月	42 歳 3 月
消 防 職	平均給料月額 339,900 円	335,200 円
	平均年齢 40 歳 7 月	40 歳 8 月

②初任給の状況（4 月 1 日現在）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
行 政 職	大 学 卒 170,200 円	170,200 円
	短 大 卒 151,000 円	151,000 円
	高 校 卒 138,400 円	138,400 円
消 防 職	大 学 卒 195,000 円	195,000 円
	短 大 卒 173,300 円	173,300 円
	高 校 卒 156,200 円	156,200 円

③一般職員の期末・勤勉手当支給割合

年 度	6 月期		12 月期	
	期末	勤勉	期末	勤勉
平成 18 年度	1.4 月	0.725 月	1.6 月	0.725 月
平成 19 年度	1.4 月	0.725 月	1.6 月	0.725 月

④経験年数別給料月額（標準的なもの／4 月 1 日現在）

区 分	年数	平成 18 年度	平成 19 年度
行 政 職	大学卒	10 年目 268,200 円	266,200 円
		15 年目 311,300 円	309,800 円
		20 年目 338,600 円	338,100 円
	高校卒	10 年目 220,400 円	218,600 円
		15 年目 275,800 円	273,900 円
		20 年目 311,300 円	309,800 円

⑤特別職などの報酬などの状況（4 月 1 日現在）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
給料月額	市 長 779,000 円	779,000 円
	助 役 592,000 円	－
	副市長 ー	592,000 円
	収入役 561,000 円	ー
	教育長 546,000 円	546,000 円
報酬月額	議 長 334,000 円	440,000 円
	副議長 285,000 円	400,000 円
	議 員 269,000 円	380,000 円
期末手当	6 月期 1.6 月	1.6 月
	12 月期 1.75 月	1.75 月

勤務条件・その他

①勤務時間（標準的なもの）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
正規の勤務時間	1 週間あたり 40 時間	
開始・終了時刻	8:30・17:15	8:30・17:30
休 息 時 間	10:00～10:15 15:00～15:15	（廃止）
休憩時間	12:15～13:00	12:00～13:00

②年次有給休暇の状況（平成 17 年・暦年）

区 分	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
状 況	39.3 日	10.5 日	26.8%

※1 暦年あたり 20 日（20 日以内の残日数は繰り越し可）

③職員の分限・懲戒処分の状況

区 分	分限処分	懲戒処分
平成 18 年度	1 人	2 人

④職員の研修の状況

平成 18 年度の主な研修	受講者数
普通救命講習	44 人
行政改革推進研修	76 人
指定管理者制度研修	60 人
人事評価制度研修	88 人
茨城県自治研修所などへの派遣研修	84 人

⑤職員のサービスの状況

区 分	平成 18 年度新規承認者
育児休業取得者数	2 人
介護休業取得者数	0 人

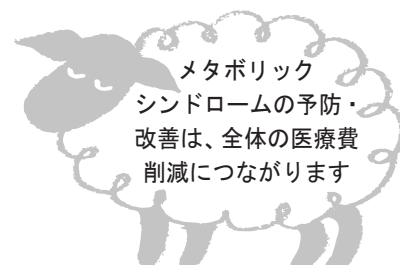
40 歳～ 74 歳の皆さまへ

平成 20 年 4 月から 特定健診・特定保健指導 が始まります

【保健センター 内線 ☎ 2462】

●国民健康保険や会社の健康保険で 健診・保健指導を義務付け

平成 20 年 4 月から健診と保健指導の方法が変わります。一番大きな変更点は、加入している医療保険に健診・保健指導の実施が義務付けられることです。



特定健診・特定保健指導の受診場所（被保険者本人）

医療保険		健診項目	～ 39 歳	40 ～ 74 歳	75 歳以上
国民健康保険	国保の医療保険者である市が特定健診・特定保健指導を行ないます。	基本健診 (39 歳まで)	市の健診 で受診		平成 20 年 4 月から後期高齢者医療保険が始まります (市町村への委託 など、現在検討中)
		特定健診 (40 歳以上)		国保の健診 で受診	
社会保険など	国保以外の場合、基本的に市の健診は受けられません。それぞれの医療保険者が健診を実施します。	基本健診 (39 歳まで)	事業所の 健診など		
		特定健診 (40 歳以上)		加入の医療 保険で受診	
—	—	がん検診	これまでどおり市の健診で受診		

*ただし、社会保険などの 39 歳までの扶養者は、市で健診を行ないます。

●健診の目的は生活習慣病を予防すること

年々増加する医療費の問題は、国・県・市の財政を圧迫するだけでなく、市民の皆さまの負担を増やしつつあります。特に、医療費の約 5 割は、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病とその合併症などです。これらは、生活習慣病と呼ばれますが、早い段階から健診結果に現れており、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」と深く関係しています。

生活習慣病を予防するため、新しい健診制度「特定健診・特定保健指導」を行ないます。

●特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドローム有病者と予備軍を発見。対象者の危険性に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」に分け、個人のリスクや必要性に応じた保健指導を行ないます。

受診率 皆さんと 5 年後に受診率 65%達成を目指します！

特定健診には、市の受診率が平成 24 年度に 65%を超えないと、市の支出が増えてしまうという国からの規定があります。このことは、結果として皆さんの保険税が増えることにつながってしまいます。

40 歳から 74 歳の皆さんは、必ず特定健診を受けるようにしましょう。



もしも！
負担増！

$$\text{市の受診率} = \frac{\text{受診者}}{\text{被保険者}} > \text{平成 24 年度までに 65\%}$$

達成できないと

- ・市の支出が増えます ⇒ 市の国保の財源でまかなう※後期高齢者医療制度に支出する **支援金が増えます**。
- ・皆さまの保険税が上がります ⇒ 結果的に受診率が低いと **保険税が上がる**ということにつながります。

※後期高齢者医療制度については、15 ページをご参照ください。

市の情報公開 ・個人情報保護状況を公表

平成 18 年度運用状況【総務課 内線 ☎ 1521】

市は、公正で開かれた市政を目指し、市政への市民参加を促進するため、情報公開条例に基づき情報公開を実施しています。

また、個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いと、市が保有する個人情報の開示請求などの権利を定めています。

情報公開の窓口である総務課では、情報公開請求や個人情報の開示請求などの受け付けをはじめ、市政に関する情報についての相談や案内を行なっています。

▼平成 18 年度個人情報開示 請求・決定状況

- ・請求件数・・・
3 件(消防本部・市民部・市長公室)
- ・決定内容・・・
全開示 1 件、一部開示 2 件

▼市個人情報事務登録件数 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

実施機関	件数
市 長	市長公室 15
	総務部 23
	市民部 58
	保健福祉部 65
	環境経済部 59
	土木部 65
	会計課 2
	水道事務所 13
	計 300
選挙管理委員会	18
監査委員	2
固定資産評価 審査委員会	2
教育委員会	98
議 会	3
農業委員会	5
消防本部	12
合 計	440

— 個人情報保護制度とは —

市が保有する情報には、市民の皆さまに関する個人情報が含まれています。市では、「かすみがうら市個人情報保護条例」を制定し、平成 17 年 3 月 28 日から個人情報保護制度の運用を開始しました。

— 情報公開制度とは —

情報公開制度とは、市が保有している情報を市民の皆さまに公開する制度です。市では、「かすみがうら市情報公開条例」を制定し、平成 17 年 3 月 28 日から情報公開制度の運用を開始しました。

▼平成 18 年度情報公開請求・決定状況

請求のあった部門	請求 件数	決定内容			
		公開	一部 公開	非公開	文書 不存在
市 長	市長公室	6	2	3	1
	総務部	12	6	4	2
	環境経済部	1		1	
	土木部	6	1	4	1
	会計課	1	1		
教育委員会	4	3			3
議会事務局	19	15	4		4
計	49	28	16	3	11

※ 1 件の請求により複数の決定がされる場合があることから、上記の請求件数と決定の数が必ずしも一致しません。

・新治地方広域事務組合
環境クリーンセンター
☎ 〇一九・五九・四六四九
・市環境保全課
☎ 内線 二五三・二五二五

変更前

100 kg まで無料
(100 kg を超えた量につき
10 kg あたり 100 円)

変更後

10 kg あたり 100 円
(10 kg 未満も 100 円
となります)

新治地方広域事務組合手数料条例の改正に伴い、自己搬入家庭ごみの処理手数料が変更になります。
ご理解とご協力をお願いします。

環境クリーンセンター
からのお知らせ
自己搬入ごみの
処理手数料が
変更

H 20 年 4 月から

「FRP船リサイクルシステム」 が開始されました

循環型社会の推進や不法投棄防止などのため、
廃FRP船（ガラス製繊維強化プラスチックの
ボート、ヨット、漁船、水上バイクなど）を適切
に処理し再資源化する「FRP船リサイクルシス
テム」が開始されました。

年に1回のFRP船の回収処理を行なっていま
すので、下記販売店などへお問い合わせください。

◆受付期間

- ・「登録販売店」での受付期間
10月1日（月）～12月25日（火）
- ・「指定引取場所」への搬入期間
平成20年1月9日（水）～1月18日（金）

◆県内の登録販売店

☆ヤンマー船用システム株式会社 茨城支店
（☎029-266-1631）／☆水郷ポートサービス
株式会社（☎0299-63-1231）／☆有限会社
大貫マリン（☎0294-53-6575）

◆県内の指定引取場所

☆株式会社やまたけ 土浦営業所（☎029-828-0721）
☎（社）日本舟艇工業会FRP船リサイクルセンター
HP <http://www.marine-jbia.or.jp/recycle/index.html>

平成20年版県民手帳の 予約を受け付けます

◆種類・料金

〔県民手帳〕ポケット判300円、
標準判400円、デスク判900円
〔農業日誌・ファミリー日誌〕
予約申込特価1,400円

〔新農家暦〕予約申込特価360円

◆代金支払 品物受け取りの際のお支払い

◆申込締め切り 10月10日（水）

☎☎霞ヶ浦庁舎総務課 ☎内線2207

森林ボランティア育成講座 国土緑化推進機構「緑の募金事業」

里山林・人工林での森林整備体験と講義による
森林ボランティアを志す人への入門講座です。

◆開催日・場所・内容

月 日	場 所	内 容
10/14（日）	つくば市民有林	講義、林床整備
11/17（土）	大子町奥久慈憩いの森	林床整備、講義、合宿
11/18（日）	大子町学校林	間伐
12/ 8（土）	つくば市民有林	講義、間伐
1/13（日）	つくば市民有林	間伐
2/ 2（土）	つくば市民有林	間伐・枝打ち
3/ 2（日）	つくば市ふれあいの里	資源活用、講義

◆受講料 10,000円（交通費・合宿費を除く）

◆定員 20人

☎☎いばらき森林クラブ ☎029-274-5287
E-mail nakamuraeisan@yahoo.co.jp

高齢者インフルエンザ予防接種 費用の一部を助成します

◆対象者

- ・満65歳以上の住民
- ・満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓
または呼吸器の機能の障害がある方、またヒ
ト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害が
ある方（身体障害者1級相当）

◆助成期間 10月1日（月）～12月31日（月） （医療機関によって予防接種開始時期が異なります）

◆助成額 接種：3,000円 予診のみ：1,350円 ※あらかじめ、対象となる方には、詳細を送付し ます。接種を希望する場合は、事前に県内の医 療機関に予約をしてください。

☎☎保健センター ☎内線2462

有料広告欄

叙勲授与



★**従五位瑞宝双光章**
おきたかし
故岡田隆さん
（西成井）
元出島村教育委員会
教育長
元出島村立美並小
校長

昭和18年から59年まで教員として、また、
昭和61年から平成2年まで出島村教育委員会
教育長として教育行政に尽力した功労が認めら
れ、6月22日付けで死亡叙勲が授与されました。



★**旭日単光章**
おおはしけお
故大橋重夫さん
（稲吉南）
元千代田村議会議員

昭和42年から58年までの4期16
年間、千代田村議会議員として地方自治
に尽力した功労が認められ、7月7日付
で死亡叙勲が授与されました。

あなたの農地が狙われています！ 一悪質業者の誘いに気をつけましょう！

悪質業者は、産業廃棄物や建設残土の処分場所
として、あなたの農地を狙っています。

農地を資材置き場として貸したり、田畑転換な
どの農地改良行為を行なう際に、残土を山積みさ
れたり、「ごみ」を埋められたりする例が後を絶
ちません。

このような行為を行なった者が、行政の指導に
より元の状態に直すことはほとんどなく、結局は
地主が多額の費用をかけて撤去せざるを得ないこ
とになります。

県や市の農業委員会でも監視パトロールを強化
していますが、このような違法行為の発生を止め
るには至っておりません。

土地を貸したりする場合などは、このような被
害に遭わないよう十分に注意するとともに、少し
でも不審を感じたときは、ただちに県や市の農業
委員会に連絡をお願いします。

☎☎県南地方総合事務所農政課

☎029-822-7084

・市農業委員会 ☎内線2702・2703

農地法に基づく許可申請の 締切日が変わりました！

農業委員会総会で審議される許可申請書（農地
転用、所有権移動などの許可申請書）の提出期限
とその後の事前調査の期日が、9月から変更にな
りました。

申請書を提出される方は、あらかじめ事務局で
確認をしてから、提出をお願いします。

※届出書は、従来どおり随時受け付けています。

☎☎農業委員会 ☎内線2702・2703

有料広告欄

若年者就職基礎能力養成講座 受講生を募集

企業が採用で重視する能力を身につける6日間の講座です。受講後も、就職決定までサポートします。

- ◆**受講料** 無料
 - ◆**時期** 土浦合同庁舎会場は、11月中
 - ◆**対象** 35歳未満の求職者（学生不可）
- 図県労働政策課 ☎029-301-3645
【若年者就職基礎能力養成講座HP（県労働政策課HP内）】
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/kiso/index.html>

行政相談委員に相談してみよう！ ― 秋の行政相談週間（10月15日～21日） ―

毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることはありませんか？こんな時、行政相談委員にご相談ください。

行政相談委員とは、総務大臣が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱して、皆さまの相談相手として、行政の仕組みや手続きなどの相談を受け付け、その解決のための助言を行なっています。

ご相談は、無料・秘密厳守ですのでお気軽にご利用ください。

- ◆**行政相談所開設日** 10月17日（水）
- ◆**場所・時間**
 ≪船串節夫相談委員 ☎029-831-6665≫
 千代田庁舎 2階第3会議室 10:00～11:30
 働く女性の家 2階相談室 13:30～15:00
 ≪小松崎正衛相談委員 ☎029-896-0283≫
 あじさい館 研修室2 10:00～15:00
 ※上記以外でのご相談は、直接委員にお電話ください。
 図広聴広報課 ☎内線 1152

意欲ある農業の担い手の皆さまへ 農業経営改善計画（認定農業者） の認定申請を受け付けます

市では、平成19年度第2回農業経営改善計画の認定申請を受け付けています。

これは、意欲ある農業者を市が認定農業者として認定し、その後の農業経営の改善に向けた支援を円滑に行なうための制度です。特に米・麦・大豆などを対象とした「品目横断的経営安定対策」に加入するためには、この認定を受けている必要がありますので、ご検討ください。

- ◆**認定条件**
 - ・農業従事日数が150日以上で経営改善に意欲のある方
 - ・米の生産調整を達成していること
 - ◆**受付期限** 10月5日（金）
- 図農林水産課 ☎内線 2505

全国一斉司法書士法律相談 を開催します

「法の日」にちなんで、県内各地で無料の相談会が開催されます。

- ◆**日時** 10月6日（土）10:00～15:00
- ◆**場所**
 - ・土浦市亀城プラザ
 - ・石岡市役所 1階会議室
- ◆**相談内容**
 - ・債務整理（多重債務者）
 - ・相続、贈与・会社設立・役員変更などの登記相談
 - ・裁判事務の相談 など

図茨城司法書士会 ☎029-225-0111
（県内の各司法書士事務所では、毎月第2水曜日の13:00～17:00まで、同様の無料相談を行なっていますのでご利用ください。）

有料広告欄

農業用廃プラスチックの回収を 推進しています

かすみがうら市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、廃プラの適正処理とリサイクルのため、市内一斉回収を行なっています。

回収には申し込みが必要となりますので、申し込みがお済みでない方は、ご連絡ください。
図市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会事務局（農林水産課内） ☎内線 2504



市内一斉回収日		
農ビ	10月18日（木） 平成20年2月21日（木） （処理費 2円/kg）	9:00～12:00 （処理費は、今年度のみ半額になっています）
農ポリ	10月19日（金） 平成20年2月22日（金） （処理費 8.5円/kg）	
回収場所 J A 土浦霞ヶ浦中央集荷所（深谷 3411ー1）		

同協議会は、7月11・12日にJA茨城千代田梨柿共同選果場で使用済プラスチック（農ビ・農ポリ）の回収を実施し、多くの方々の協力を得て、農ビ2,520kg、農ポリ3,820kgを回収しました。

道 路 交 通 法 が一部改正になりました [平成19年6月20日 公布]

飲酒運転の罰則を強化（＝公布日から3カ月以内の施行）

- ☞ 酒酔い運転 現行「3年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」
改正「5年以下の懲役」または「100万円以下の罰金」
- ☞ 酒気帯び運転 現行「1年以下の懲役」または「30万円以下の罰金」
改正「3年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」
- ☞ 呼気検査拒否 現行「30万円以下の罰金」
改正「3カ月以下の懲役」または「50万円以下の罰金」
- ☞ 車両の提供者や酒類の提供者、同乗者にもドライバーと同程度の罰則が新設。

高齢運転者の認知機能検査を導入（＝公布日から1年または2年以内の施行）

- ☞ 75歳以上の高齢運転者の方は、免許更新満了日6カ月以内に認知機能検査を受ける必要があります。
- ☞ 「高齢運転者標識（75歳以上）」や「聴覚障害者標識（聴覚障害運転者）」の表示が義務付けられ、この自動車に対して幅寄せや割り込みが禁止されます。

後部座席でのシートベルト着用義務（＝公布日から1年以内の施行）

- ☞ 自動車の運転者は、後部席に座席ベルトを装着していない者を乗車させて運転してはいけません。
- 図土浦警察署 交通課指導取締係 ☎029-821-0110（代）



有料広告欄